代理店委託のしおり

April 2023

NN

エヌエヌ生命保険株式会社

この資料は法定研修資料です。
保険募集時におけるお客様への掲示・配布などは一切できません。

この資料は、エヌエヌ生命保険株式会社に帰属しますので、承諾なしの利用、複製、資料の改訂、ネットワークでの配信などは一切禁止致します。また、承諾なしの利用、複製などは損害賠償、著作権法の罰則の対象となる場合がありますのでご注意ください。

この資料の内容は、下記資料作成日現在のものです。よって、将来的に内容が変更となり、実際の取扱いと記載されている内容が異なる場合がありますのでご注意ください。なお、エヌエヌ生命保険株式会社の具体的な商品・規程などにつきましては担当社員にご確認ください。

この資料に記載されている法令や制度などは下記資料作成日現在のものです。将来的には内容が変更となる場合がありますのでご注意ください。

資料作成日：2023年4月1日

目次

1.会社案内 1

2.生命保険のしくみと取扱商品の内容 2

3.代理店業務の内容 3

4.代理店手数料 4

5.委託保険契約 4

6.契約の取扱い 4

7.登録・教育制度 5

8.代理店の運営 6

9.お客さまに説明・確認すべき事項 8

10.法令などの禁止行為 10

11.監査に関する事項 11

12.廃業等募集人情報登録制度 11

13.金融商品の販売等に関する法律 12

14.金融商品取引法 13

15.顧客情報管理 13

16.外部委託先管理について 16

17.委託契約に必要な書類など（新規登録時）（参考） 16

18.乗合登録制度について 18

エヌエヌ生命の勧誘方針 20

個人情報の取扱いについて 21

1.会社案内

（1）エヌエヌ生命の歴史・現況

エヌエヌ生命は、NNグループの一員です。

オランダにルーツを持ち、175年におよぶ伝統を誇るNNグループは、欧州および日本を主な拠点とし、11ヵ国にわたり、保険事業、年金事業、銀行および投資業務を展開しています。

エヌエヌ生命は、常に経営者の皆さま、そのご家族・社員の方々の声に耳を傾け、中小企業とその経営者の今と未来を守る生命保険会社であることを目指し、中小企業とその経営者の皆さまのさまざまなニーズにお応えしています。

NNグループのネットワークと協力体制、そして1986年4月の創業以来日本で培ってきた経験をもとに、経営者の皆さまに革新的な商品や卓越したサービスを提供します。

（参考）エヌエヌ生命の概要

商号	エヌエヌ生命保険株式会社
資本金	324億円*1
保険料収入	4,352億円*1
総資産	2兆5,861億円*1

＊1 2021年度（2022年3月期）決算より

（参考）NNグループの概要

本社所在地	オランダ　ハーグ
従業員数	約1万4,000人
総資産	2,515億ユーロ（約32兆円）*2

＊2 2021年度決算より。円換算については、2022年2月17日の為替レート（1ユーロ＝131円）にて計算しております。

（2）エヌエヌ生命の特色

エヌエヌ生命では、当社が委託契約している代理店が、きめ細かいコンサルティングにより当社の保険商品を販売する「代理店販売方式」を採用しています。

2.生命保険のしくみと取扱商品の内容

（1）生命保険のしくみ

①相互扶助のしくみについて

生命保険は「一人は万人のために、万人は一人のために」という相互扶助の精神で成り立っています。
「自分の払い込んだものが他の多くの人を助けるために使われ、自分が助けられるときには、他の人が払い込んだものが使われる」のが生命保険です。

②公平な危険分担について

年齢によって保険料に差を付けないと、若い人も老人も同じ分担をしていながら、老人は若い人よりも死亡率が高いので早くお金が支払われ、若い人はいつまでも保険料を払い込むだけという不公平が生じます。
現在の生命保険制度ではその不合理を改善するために、死亡率を使ってそれぞれの年齢・性別に応じた保険料を算出しています。

（2）生命保険の基本型

どのような場合に保険金が支払われるかによって、生命保険は次の3つに分類できます。

死亡保険

被保険者が死亡または高度障害になった場合にのみ保険金が支払われる保険です。
例：定期保険、終身保険

生存保険

契約してから一定期間が満了するまで被保険者が生存していた場合にのみ保険金が支払われる保険です。
例：年金保険、貯蓄保険

生死混合保険

死亡保険と生存保険を組み合わせた保険です。被保険者が保険期間の途中で死亡または高度障害になった場合や、保険期間満了まで生存していた場合に保険金が支払われる保険です。
例：養老保険

※ 当社取扱商品については、それぞれの商品の『契約概要』・『注意喚起情報』・各種研修資料などでご確認ください。

3.代理店業務の内容

新契約の募集業務

保険契約の見込客開拓、商品設計、商品説明
例：保険契約締結に係わる申込書などの受領、診査の付添など

保有契約の保全業務

保険契約に係わる各種の内容変更、解約などに関する書類の取次、失効・解約の防止など

保険金・給付金の支払いに関する業務

保険金・給付金の支払いに関する書類の取次など

その他、契約者のサービスに関する業務

情報の提供、契約に係わる相談など

※ 詳しくは、『募集代理店業務委託契約条項』をご確認ください。

エヌエヌ生命　代理店サポートダイヤルのご案内

当社では、代理店の皆さまのサポート体制として、専任スタッフが総合的かつスピーディに対応いたします。

代理店さま専用サポートダイヤル：0120-339-115
［受付時間］9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

※ 募集人さまの当社登録確認をさせていただきます。お名前・代理店名および募集人コードまたは生年月日をお伝えください。

エヌエヌ生命　サービスセンターのご案内

当社では、お客さまからの各種変更手続きなどのお申し出や、ご契約内容・商品に関してのお問い合わせに対し、迅速にお応えできる体制を整えています。

お客さま専用ダイヤル：0120-521-513
［受付時間］9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

※ 休日明けや当社からの郵便物到着後は、大変混み合う場合がありますので予めご了承ください。

変額保険の販売

変額保険の販売にあたっては、所定の研修を受講後、一般社団法人生命保険協会の実施する変額保険販売資格試験に合格し、一般社団法人生命保険協会に登録を行う必要があります。
※ 現在エヌエヌ生命では変額保険・変額年金保険の新規取扱いを行っておりません。そのため、変額保険販売資格試験関連の弊社におけるお手続きは、弊社変額保険・変額年金保険商品の有効契約の取扱いがある代理店様に限らせていただいております。

4.代理店手数料

当社は、募集代理店が行う代理店業務に対して『代理店手数料規定』に基づき手数料を支払います。
※ 詳しくは、『代理店手数料規定』をご確認ください。

手数料の支払い

- 保険契約が成立した場合、代理店資格、手数料支払タイプ、保険種類ごとに定められた手数料率に基づき、実収保険料に対して手数料を支払います。
- 手数料額については、『手数料のご案内』等により手数料支払前までに募集代理店に通知します。
- 保険種類ごとの具体的な手数料率、支払方法などの詳細は、『代理店手数料規定』でご確認ください。

代理店資格

- 代理店資格には別途『代理店手数料規定』により定める区分があり、年2回（1月・7月）、『代理店資格基準』に基づき代理店の資格査定を行います。

手数料支払タイプ

- 手数料支払タイプは別途『代理店手数料規定』により定める種類があり、委託契約時に選択いただきます。
- 委託契約締結後に手数料支払タイプを変更する場合は、所定の手続きが必要です。

早期失効・解約契約などに対する手数料

- 保険契約が早期（28ヶ月）に失効・解約・解除・減額・払済保険もしくは延長保険となった場合には、当該契約に対して既に支払った手数料の全額または一部を戻入しますのでご注意ください。
- 上記の他にも、戻入する場合があります。詳細は、『代理店手数料規定』でご確認ください。

契約が取消・無効となった場合

- 保険契約が取消・無効となった場合（申込撤回請求権行使による取消を含みます。）には、当該契約に対して既に支払った手数料の全額を戻入しますのでご注意ください。

5.委託保険契約

エヌエヌ生命が保険募集を委託する保険商品の種類は、当社の有する保険商品の全種類となります。
※ 『募集代理店業務委託契約条項』をご確認ください。

6.契約の取扱い

法人募集代理店については、募集できる保険種類について以下の制限があります。

自己契約、特定契約の取扱い

- 当該代理店を保険契約者とする保険契約（自己契約）の取扱いについては、当該保険募集に関し、手数料・報酬・その他の対価を支払わないものとします。
- 当該代理店と人的、資本的、または設立経緯などにより密接な関係を有する法人（特定関係法人）を保険契約者とする保険契約（特定契約）の取扱いについては、当該保険募集に関し、手数料・報酬・その他の対価を支払わないものとします。

当該代理店および特定関係法人などの役員・使用人に対して行う保険募集に係る保険契約の取扱い

- 当該代理店の役員および使用人、特定関係法人の役員および使用人（構成員）を保険契約者とする契約は、第三分野商品の一部（長期傷害保険など）のみ募集することが可能です。それ以外の保険商品は一切取扱うことができません。

※ 詳しくは、当社担当者にお問い合わせください。

7.登録・教育制度

（1）生命保険募集人の登録・代理店の事務所の届出

保険業法により、すべての生命保険募集人は財務局に登録の届出を行わなければなりません。届出必要事項は、商号名称または氏名、生年月日、代理店業務を行う事務所の名称および所在地、他に行う業務などであり、さらに、法人代理店に関しては代表者の氏名などが必要となります。なお、届出業務は保険会社が代理で行います。

（2）生命保険一般課程試験の合格と教育制度

生命保険募集人として登録するには、保険会社または代理店の教育担当者が実施する下記研修を受講のうえ、一般社団法人生命保険協会が実施する一般課程試験に合格することが要件となります。

①委託業務説明会

契約条件・委託する業務内容の確認など代理店独自の事項について説明・教育を行うことを目的として実施します。

②一般課程研修

	日数・時間	単位数	内容・目的
基礎研修	8日間かつ 33時間以上	30単位	一般課程試験受験に必要な知識取得
実践研修	7日間かつ 28時間以上	15単位	商品研究・販売実務・お客さま管理・約款研究などの研修

※ 一定の条件をもとに、上記研修時間の短縮が認められています。詳しくは当社担当者にお問い合わせください。

③業界共通教育制度およびその他の研修

業界共通試験などのための研修をはじめ、当社独自の各種研修も実施しており、知識修得の一環として受講いただけます。

・専門課程研修
・応用課程研修
・大学課程研修
・代理店管理者向け研修
・拠点主催研修　など

※ 教育制度について詳しくは、当社担当者にお問い合わせください。

（3）募集開始について

当社では、生命保険募集人の募集活動は、管轄財務局への当社募集人としての登録および、上記の一般課程研修の実施が完了したうえで、**当社よりお送りする完了通知を受領された時点より開始可能としています。**

なお、当社変額保険・変額年金保険の募集については、現在新規契約の販売を行っていないため、既契約者への保全手続きで販売資格が必要となった場合は、当社代理店営業担当までご連絡ください。

8.代理店の運営

（1）募集代理店における体制整備

募集代理店は、保険募集の業務を遂行するうえで、主として以下の事項について適切に運営できる体制を整備・構築する必要があります。

・お客さまに対する重要事項の説明
・お客さま情報の適正な取扱い
・業務の一部を外部委託する場合の委託先の管理
・乗合代理店におけるお客さまに対する比較説明・比較推奨
・生命保険募集人指導事業における実施方針策定・適切な指導（フランチャイズ展開代理店）
・犯収法において求められる「取引時確認」および「金融庁への『疑わしい取引』の届出」の対応
・その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置

体制の整備・構築にあたっては、社内規程等のルールや組織の整備（「体制」の整備）のみならず、教育・指導・内部監査等によるルールの浸透・徹底、事後検証、改善実施による実効性の確保（「態勢」の整備）が求められます。
※ 詳しくは、当社担当者にお問い合わせください。

（2）代理店使用人の要件

募集代理店の使用人として募集人登録する際には、以下の要件を満たしていることが必要です。

・使用人とは、募集代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けていることに加えて、募集代理店の事務所に勤務し、かつ、募集代理店の指揮監督・命令のもとで保険募集を行う者をいいます。よって、「雇用」「派遣」「出向」といった形態である必要があります。
・「雇用」「派遣」「出向」の定義は、労働関係法規に従うとされており、使用人を「雇用」としていると認められる典型例として、「仕事依頼に対する諾否の自由がない」「業務内容や遂行の仕方について指揮命令を受けている」「勤務の場所や時間が規律されている」「業務遂行を他人に代替させえない」といった事情がそろう場合が挙げられます。
・法人代理店の役員（会社法など、法令上の役員（取締役など）であり、代表権を持つ役員および監査役を除く）を募集人登録する場合にも、使用人と同様に「募集代理店から保険募集に関し適切な教育・管理・指導を受けて保険募集を行う」必要があります。

（3）専任募集人の配置

保険募集を行う事務所ごとに1名以上の専任募集人を配置していただく必要があります。

（4）業務管理責任者の配置

募集代理店の代表者および生命保険募集人の中から、代理店業務の実務責任者を1名以上選出いただき、適正な代理店業務を営むために各種業務運営の管理を行っていただく必要があります。

（5）募集人登録の欠格要件

保険業法上、法人代理店の監査役は当該法人代理店において生命保険募集人として登録することができません。生命保険募集人が監査役に就任する場合は、募集人登録を抹消する必要があります。

（6）継続教育制度

消費者保護に対する意識の高まりや近年の法令改正などを受けて、お客さまに対する保険商品の説明および保険金・給付金などの支払いに関する手続きを含めたアフターサービスなどを担う生命保険募集人の役割はより一層重要になっており、生命保険募集人には従来にも増して、お客さま本位、法令・社会的規範を遵守した行動が求められています。
継続教育制度は生命保険募集人に対して「お客さま重視・法令等遵守」の教育を毎年継続・反復的に実施するしくみとして一般社団法人生命保険協会により2009年4月に設立されたものです。
生命保険募集人は、所属する保険会社または募集代理店の行なう研修に基づき、継続教育制度「標準カリキュラム」の履修が必要です。

①実施時期

1年を1サイクルとし、事業年度ごとに毎年実施します。
募集代理店は、自代理店の事業年度サイクルに合わせて実施してください。

②対象者

原則として、事業年度始において当社の生命保険募集人として登録している方。
※ 当該年度に生命保険募集に関する業務に携わらないことが明らかである募集人は、研修履修対象から除外することが可能です。

③実施方法

継続教育制度「標準カリキュラム」に準拠した内容の研修を、代理店で実施してください。

④実施状況の確認

事業年度ごとに実施している『募集代理店自己点検』において、実施状況を当社に報告いただきます。
※ 継続教育制度の実施について詳しくは、当社担当者にお問い合わせください。

（参考）継続教育制度「標準カリキュラム」

・コンプラインアンスの概念・重要性、および、募集人が遵守すべき法令等の概要
・募集人が適正な保険募集を行なうために必要な法令等の知識および実践のための知識
・保険金・給付金などの支払いを含めた契約後のアフターサービスに関する知識
・募集代理店、銀行などにおける保険募集に関するルール　など

（7）委託更改制度

代理店委託契約期間

契約締結後1年間とし、毎年期間満了日の1ヶ月前までに双方から特に申出のない限り延長されるものとします。

委託契約更改基準

・個人募集代理店　6件／年の新契約挙績
・法人募集代理店　12件／年の新契約挙績

※ また、エヌエヌ生命の全代理店平均継続率を上回り、かつ、保有契約件数が100件または年間収入保険料が100万円以上ある場合にも、更改対象とします。

9.お客さまに説明・確認すべき事項

(1) 保険募集にあたっての権限明示

・保険業法において、生命保険募集人は保険契約の締結の「媒介」または「代理」を行うことができるとされていますが、エヌエヌ生命においては「媒介」の権限のみを募集人に付与しています。

「媒介」―募集人は契約申込の勧誘を行う。契約の成立には保険会社の承諾が必要

「代理」―募集人が承諾すれば、保険契約が成立し、その効果が保険会社に帰属

・媒介と代理では法律的効果が異なることから、保険募集に際してはお客さまに対して募集代理店名、募集人名およびその権限を明示する義務が課せられています。

・募集人の権限については『申込書』に明示されており、保険募集の際にはお客さまに必ず説明しなければなりません。
なお、『契約概要』、『注意喚起情報』、『契約締結前交付書面（契約概要／注意喚起情報）』、『ご契約のしおり・約款』などにも募集人の権限が明示されています。
また、代理店に対しては登録完了証明書を発行し、その権限をお知らせします。

(2) クーリング・オフ制度

保険契約の申込後、8日間に限り契約申込者がその申込の撤回などを行うことができる制度です。

※ 医師の診査を受けられた後など、取扱いできない場合もありますが、商品によりエヌエヌ生命では10日間以内であれば申込の撤回または契約の解除などを行うことができます。
詳しくは『ご契約のしおり・約款』をご確認ください。

(3) 意向把握・確認義務

お客さまが自身の意向に合致した保険商品に加入する機会を確実に確保できるようにするために、保険募集を行う際には、お客さまの意向、当該意向に沿った保険プランの提案、当該意向と当該プランの対応関係についての説明、当該意向と最終的なお客さまの意向の比較と相違点の確認を行わなければなりません。具体的には、以下のような意向を把握する必要があります。

・どのような分野の保障を望んでいるか。

・貯蓄部分を必要としているか。

・保障期間、保険料、保険金額に関する範囲の希望、優先する事項がある場合はその旨

(4) 情報提供義務

お客さま自身が保険商品の内容について正しく理解し、保険契約の加入の適否を適切に判断できるようにするために、保険募集を行う際には、商品情報・お客さまへの注意喚起・その他加入判断の参考となる十分な情報をお客さまに説明し、書面交付しなければなりません（保険商品内容等に関する情報提供。「（5）『契約概要』『注意喚起情報』の説明と交付）」を参照ください）。
また、乗合代理店において、複数保険会社の商品を比較説明・推奨販売する場合は、比較可能な商品の概要の説明、および特定の商品の比較・推奨を行う理由の説明を行わなければなりません（比較・推奨時の情報提供）。

(5) 『契約概要』『注意喚起情報』の説明と交付

申込前に、保険契約者へ契約に関する重要事項を記載した『契約概要』『注意喚起情報』を説明のうえ交付し、了知を確認したうえで、お客さまに申込手続きをしていただかなければなりません。

(6) 『ご契約のしおり・約款』の説明と交付

契約に関する重要事項が記載されている『ご契約のしおり・約款』は、エヌエヌ生命ではお客さまの利便性の向上と環境保全への配慮から、Web版を当社ホームページに掲示し、ご利用いただいています。
申込前に、保険契約者へ『ご契約のしおり・約款』について説明のうえ『Web版「ご契約のしおり・約款」のご案内』を交付し、お客さまに申込手続きをしていただかなければなりません。

(7) 当初意向・最終意向のふりかえりと『意向確認書』の作成・交付

最終的なお客さまの意向が確定した段階において、その意向と当初把握・推定した主なお客さまの意向を記載したうえで比較し、両者が相違している場合にはお客さまに対してその相違点およびそれが生じた経緯をわかりやすく説明しなければなりません。
また、契約の申込を行なおうとする保険商品がお客さまの意向に合致した内容であることをお客さまに確認いただき、意向確認のお手続きをしていただかなければなりません。

(8) 取り扱える保険会社の範囲

募集人は、取り扱える保険会社の範囲（例：乗合の場合には取り扱える保険会社の数などの情報）を説明しなければなりません。

(9) 取引時確認

お客さまとの間で、貯蓄性の高い保険契約の締結や大口現金取引等、犯収法上の特定取引を取り扱う際には、募集代理店が当社に代わり、当社の定める方法により取引時確認を実施しなければなりません。
また、疑わしい取引に該当すると判断される場合には、直ちに当社に報告しなければなりません。

10.法令などの禁止行為

保険契約者などの保護や保険募集の公正などを図るため、保険契約の締結または保険募集に関して、以下の行為を行うことが禁止されています。

保険業法第300条 （抜粋・要約）

1.虚偽のことを告げる、または、保険契約の契約条項のうち重要な事項を告げない行為。（虚偽ー不正話法、重要な事項ー保険契約者が保険契約の締結の際に合理的な判断をなすために必要となる事項）

2.保険契約者または被保険者が当社に重要な事項につき、虚偽のことを告げることを勧める行為。

3.保険契約者または被保険者が当社に重要な事項につき、告げるのを妨げる、あるいは告げないことを勧める行為。（告知義務を履行することを妨げる行為）

4.不利益となるべき事実を告げずに、既に成立している保険契約を消滅させて新たな保険契約の申込をさせ、または、新たな保険契約の申込をさせて、既に成立している保険契約を消滅させる行為。（不利益となるべき事実ー配当に関する請求権を失う、健康状態の悪化などのため新たな保険契約を締結できない場合があるなどを告げないで行う乗換募集）

5.保険料の割引、割戻し、その他特別な利益を提供する行為。（特別の利益ー保険料の一部負担など）

6.保険契約の契約内容につき他の契約内容と比較した際、誤解させる恐れのあることを告げる、または、表示する行為。（保険契約の一部のみを強調して比較する行為など）

7.将来における金額が不確実であるにもかかわらず、断定的または確実であると誤解させる恐れのあることを告げる、または、表示する行為。（配当型商品の予想配当において、実際の配当額が表示された予想配当額と異なることもあり得る旨を併記して表示しない行為など）

8.契約者または被保険者に保険会社の特定関係者が特別の利益の提供を約し、または提供していることを知りながら、保険契約の申込をさせる行為。

9.その他契約者などの保護に欠ける恐れがあるものとして内閣府令で定める行為。

- 契約者に対して、威迫し、または業務上の地位等を不当に利用して保険契約の申込をさせ、または既に成立している保険契約を消滅させる行為。
- 契約者もしくは被保険者、または不特定の者に対して、保険契約等に関する事項であってその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき、誤解させるおそれのあることを告げ、または表示する行為。
- 契約者に対して、保険契約に係る保険の種類または保険会社等の商号もしくは名称を他のものと誤解させるおそれのあることを告げる行為。
- 生命保険募集人が、その取り扱う個人であるお客さまに関する情報の安全管理、従業者の監督および当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失またはき損の防止を図るために必要かつ適切な措置を怠ること。
- その業務上取り扱う個人であるお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、当該業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を怠ること。

その他禁止事項

1.会社の指定した、あるいは所定の手続きにより会社の承諾を得た募集資料以外の資料を用いて募集活動を行う行為。

2.他の生命保険会社の経営状態などを不当に強調するような募集資料を用いて募集活動を行う行為。

など

11.監査に関する事項

当社では代理店委託契約条項に基づき、代理店（本・支店）を訪問し、「代理店臨店検査」を実施しております。
また、代理店臨店検査を補完するため、該当年度に当社による臨店検査を実施しない代理店を対象に年1回「募集代理店自己点検」の実施をお願いしております。本店・支店がある代理店の場合は、本店に点検の依頼を差し上げております。
代理店の内部管理および募集管理等の体制整備および実践状況を検査・点検し、代理店業務の健全かつ適切な運営および法令等遵守に基づく保険募集の公正を確保し、契約者の保護が図られているか確認することを目的としており、主な検査・点検項目は以下の通りです。

・代理店の体制整備に関する事項
・法令等遵守に関する事項
・保険募集管理に関する事項
・顧客保護等管理に関する事項

12.廃業等募集人情報登録制度

保険契約者などの利益を保護し、あわせて保険事業の健全な発展に資することを目的として、一般社団法人生命保険協会（以下、生保協会）において、生命保険の業務に関して不適当な行為を行って廃業などした方の情報の登録を実施しております。
登録された情報は、廃業等募集人情報登録制度（以下、本制度）ならびに一般社団法人日本損害保険協会（以下、損保協会）が運営する代理店廃止等情報制度において生保協会、損保協会、生命保険会社、損害保険会社などにより、共同利用されます。

1.生命保険の業務に関して、不適当な行為を行って廃業などした方については、生命保険会社からの連絡により、生保協会の本制度に登録され、さらに、生保協会を通じて、損保協会の代理店廃止等情報制度に登録されます。
なお、不適当な行為とは次に該当するものです。
（1）　保険料、保険金、給付金、契約者貸付金、同返済金、解約返戻金などを着服し、または他へ流用した場合。
（2）　（1）の他、生命保険の業務に関して不適当な行為を行った場合。

2.各生命保険会社は、下表の登録内容を募集人の適格性および資質の判断の参考といたします。

3.本制度への登録期間は、廃業などを行った日から3年とします。各生命保険会社は、必要に応じて、生保協会に登録内容を照会します。また、知り得た登録内容を募集人の適格性および資質の判断の参考とする以外に用いることはありません。生保協会および各生命保険会社は、原則、この登録により知り得た内容を第三者に提供いたしません。
※ 上記1.（1）など、顧客金銭の詐取、費消を行った場合の登録期間は、廃業などを行った日から20年となります。

4.登録される事項

①氏名（法人の場合は商号または名称）・性別・生年月日　②旧姓　③住所（法人の場合は本店所在地） ④廃業など年月日　⑤登録事由・登録年月日　⑥会社名　など

5.本制度に登録された本人は、登録内容について、登録を行った会社または生保協会または損保協会に照会することができます。また、登録内容が事実と相違している場合には、その訂正を申し出ることができます。

6.本制度は、個人募集代理店およびその使用人、法人募集代理店およびその役員（代表者を含む）および使用人についても適用することとなっております。「募集人の適格性および資質の判断」は個人募集代理店・法人募集代理店との委託契約の締結またはその継続諾否、募集代理店の役員および使用人を生命保険募集人とすることまたはその登録継続諾否などの判断を意味します。「廃業など」は個人募集代理店・法人募集代理店との委託契約解除（募集代理店の役員または使用人の場合には、当該保険募集人が所属する募集代理店との委託契約解除を含む）または募集代理店の役員および使用人の生命保険募集業務の廃止、会社および募集代理店からの退職を意味します。

13.金融商品の販売等に関する法律

「金融商品の販売等に関する法律（通称：金融商品販売法）」は、公正な取引の確保や消費者保護を主な目的として定められたもので、具体的には、重要事項の説明、勧誘方針の策定・公表を「金融商品販売業者」に義務付けるとともに、「金融商品販売業者」がその義務を履行しなかった場合の損害賠償や過料などについて定めたものです。この法律においては、生命保険代理店も「金融商品販売業者」として位置付けられておりますので、各代理店で勧誘方針を策定のうえ公表いただかなければなりません。
※ 金融商品販売法の概要については、金融庁のホームページをご覧ください。

当社では勧誘方針の策定・公表をお手伝いさせていただくためのツールを準備しておりますので詳しくは、当社担当者にお問い合わせください。

（1）勧誘方針策定時の留意点

勧誘方針を作成いただく際は、各種法令や、金融庁の監督指針、一般社団法人生命保険協会・日本証券業協会のガイドラインなどで求められている要件を満たさなければなりません。

【確認表】

要対応項目	勧誘方針上の対応条項
適合性原則（第1号） （勧誘の対象となる者の知識・経験および財産の状況に照らし配慮すべき事項）	第3条
不当勧誘の自制（第2号） （勧誘の方法および時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項）	第10条
その他勧誘の適正の確保に関する事項（第3号） （監督指針により以下項目が例示）	
法令遵守体制および具体的取組	第4条・第5条・第6条・ 第8条・第9条
お客さま情報の取扱に関する方針	第8条
研修体制と具体的取組 （監督指針にはないが、有効と考えた事項）	第11条
基本理念	第1条・第2条

（2）重要事項の説明

特別勘定を設置する保険契約（変額個人年金保険など）の募集に際しては、以下の事項を記載した書面の交付により保険契約者へ説明を行うことが必要です。
- 特別勘定に属する資産の種類およびその評価方法
- 資産の運用方針
- 資産の運用実績により将来における保険金額などの額が不確実であること
- 取引の仕組みのうち重要な部分（保険商品については「契約の内容」）

（3）断定的判断の提供等の禁止

不確実な事項につき、「断定的判断の提供」「確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為」が禁止されています。

14.金融商品取引法

「金融商品取引法」は証券取引法を改正し、金融商品の販売・勧誘から資産運用、投資助言にいたる幅広い投資サービスにかかわる業者に対して、横断的な規制の枠組みを整備する包括的・横断的な利用者保護ルールを整備したものです。
この金融商品取引法の成立に伴い、銀行法や保険業法対象の金融商品についても投資性のある商品については金融商品取引法と同様の規制を準用することとされ、保険関連の各種法令も併せて改正となりました。保険商品ではこれら投資性のある商品を「特定保険契約」と定義し、金融商品取引法の規制対象となりました。この「特定保険契約」とは変額（年金）保険、外貨建（年金）保険、解約返戻金変動型（年金）保険などを指し、準用される内容は下記7項目です。

1.適合性の原則
2.契約締結前交付書面
3.契約締結時交付書面
4.お客さまに対する説明責任
5.広告規制
6.プロ・アマ対応
7.損失補てんの禁止

※ 金融商品取引法の概要については、金融庁のホームページをご覧ください。

15.顧客情報管理

（1）文書・資料などの適切な取扱い、プライバシーの保護

募集代理店業務遂行上知り得たお客さまの情報については、守秘義務が課せられます。

- お客さまの情報の収集にあたっては、募集代理店業務上必要な範囲内で、適法かつ公正な手段によって行わなければなりません。
- 収集したお客さま情報は適切な取扱いをしていただく必要があります。
- 募集代理店業務遂行上知り得たお客さま情報を、委託契約継続中もしくは終了後に、募集代理業務以外の目的に使用したり、「第三者」に漏らしてはいけません。
（第三者には、他の乗合生命保険会社、募集代理店の関連会社、募集代理店の生命保険の募集に関する業務以外の業務を行っている部門を含みます。）

（2）個人情報の保護に関する事項

当社は個人情報の保護に関する法律（以下、個人情報保護法）、保険業法その他個人情報の保護に関連する法律等を遵守し、個人情報の適切な保護を図ることを目的として『個人情報の取扱いに関する規定』を定めており、代理店業務の遂行にあたり遵守いただく必要があります。
そのうち下記項目からなる安全管理措置については、代理店委託に際して整備いただく必要があります。
（代理店の組織・体制・業務運営に応じて、適切かつ合理性ある措置を施してください。）

1.安全管理措置

組織的安全管理措置

（1）個人データの安全管理に係る基本方針（プライバシーポリシー）の策定
代理店内の安全管理体制の整備を前提としてプライバシーポリシーを策定し、インターネットのホームページでの常時掲載または事務所の窓口等での常時掲示・備付けを行なうことが求められます。

（2）個人データに係る取扱規程の策定
代理店は安全管理措置に関して個人データの取扱規程を取扱いの各段階ごと（取得、保管・保存、消去・廃棄、利用・加工等）に定めることが必要です。

(3) 個人データ管理責任者・個人データ管理者の設置
管理責任者は個人データの安全管理に係る業務遂行の総責任者であり、取締役、執行役等の業務執行に責任を有する方でなくてはなりません。管理者は個人データを取扱う各部署における管理者で、取扱い部署が単一である場合は、個人データ管理責任者が兼務することも認められます。

(4) 個人データ管理台帳の備付
取得項目、利用目的、保有場所・保管方法・保管期限、管理部署、アクセス制限の状況を管理台帳に記載する必要があります。

(5) 就業規則等の整備
従業者が厳正な情報の取扱いを行うべく就業規則等により、個人データの取扱に関する従業者の役割・責任や、違反時の懲戒処分などについて定める必要があります。

人的安全管理措置

(6) 従業者との非開示契約等の締結
従業者を雇用する場合や派遣社員と契約を行なう際に個人情報非開示契約を締結するなど、個人データの漏洩等の防止を図る必要があります。

(7) 従業者の役割責任の明確化
各管理段階における情報の取扱いに関する従業者の役割・責任を明確化することで、個人データの漏洩等の防止を図る必要があります。

(8) 従業者への教育
従業者に対して、採用時および定期的に安全管理措置に関する教育を行い、安全管理措置が適切に機能するように周知徹底を図る必要があります。

技術的安全管理措置

個人データが保存されているパソコンや情報端末等における安全管理について、以下の対応を行う必要があります。

(9) 個人データの利用者の識別および認証
パスワードの設定等本人確認機能の整備、設定したパスワード等の不正利用防止機能の整備、設定したパスワードが他人に知られないための対策

(10) 個人データの管理区分の設定およびアクセス制御
従業者の役割・責任に応じた管理区分およびアクセス権限の設定、事業者内部における権限外者に対するアクセス制御、外部からの不正アクセスの防止措置

(11) 個人データのアクセス権限の管理
従業者に対する個人データのアクセス権限の適切な付与および見直し、個人データのアクセス権を付与する従業者数を必要最小限に限定すること
従業者に付与するアクセス権限を必要最小限に限定すること

(12) 個人データの漏えい・き損等防止策
蓄積された個人データの漏えい防止策等の個人データの保護策
リカバリ機能の整備等の障害発生時の技術的対応・復旧手続きの整備

(13) 個人データへのアクセスの記録および記録の分析・保存

(14) 個人データを取扱う情報システムの稼動状況の記録および記録の分析・保存

(15) 個人情報を取扱う情報システムの監視および監査

※ 安全管理措置以外にも監査・自己点検、漏えい事故への対応、苦情処理、委託先の監督にもご対応ください。

2.代理店の役員・使用人に関する個人情報の取扱いについて

生命保険事業を行ううえで、生命保険会社は代理店の役員・使用人などに関する個人情報を取扱うこととなります。当該個人情報を生命保険会社あてにご提供いただけない場合は、生命保険募集人の登録事務・管理事務などに支障をきたすこととなります。代理店の役員・使用人などに関する個人情報は、代理店より当社あてにご提供いただくこととなりますが、代理店についても個人情報保護法を遵守する必要があります。

代理店の役員・使用人などに関する個人情報をご提供いただく際には、その本人に対して、個人情報を所属生命保険会社あてに第三者提供する旨、通知いただくとともに、その同意*1を得てください。

なお、 一般社団法人生命保険協会・一般社団法人日本損害保険協会・監督官庁・乗合生命保険会社・お客さまへ当社より第三者提供することがある旨、併せて通知していただき、同意を得てください。

生命保険会社は、役員・使用人の第三者提供の同意があったことを前提に当該情報を受領し、利用目的の達成のために当該情報を利用および第三者提供いたします。

＊1 第三者提供を行うにあたっての同意の取得方法

①本人から同意を取る（原則書面）

②オプトアウト（本人の求めにより提供停止）
※ 以下の項目を予め本人に通知するか、本人が容易に知り得る状況におき、本人の求めに応じ第三者提供を停止すること
・第三者への提供を利用目的とすること
・第三者に提供される個人データの項目
・第三者への提供の手段または方法
・本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること

（3）マイナンバーの取扱い

当社では、募集代理店に対してお客さまのマイナンバーの取扱いを委託しません。
お客さまのマイナンバーが必要な場合は、当社からお客さまへ直接依頼・収集を行いますので、募集代理店におかれては、お客さまのマイナンバーを取得しないでください。

16.外部委託先管理について

代理店業務の一部を外部業者に委託する場合、外部委託先において委託する業務が適切に行われるよう、適切な委託先選定・審査体制や、委託後の定期的な点検・改善指導を行うための体制構築が必要です。

（1）外部委託に関して募集代理店が行うべき対応

①外部委託先の選定基準の策定および当該基準に従った適切な委託先の選定

②定期的または必要に応じた監査・モニタリングの実施および必要に応じた改善指導

・外部委託先における個人情報等の適切な取扱いの確認

※ 情報漏えい、滅失またはき損の防止を図るための措置、センシティブ情報（人種、信条、本籍地、病歴、犯罪歴等）等の目的外利用を行わないための措置を講じる必要があります。

・委託業務の適切な遂行の確認

※ 特に、募集関連行為を外部委託する場合、委託先が募集行為を行わないように徹底することが必要です。

③委託先からの報告体制の構築

・外部委託先の業務に関するお客さま苦情の把握

・個人情報等の漏えい発生時の報告

④問題・損害発生時の責任の所在の明確化

（2）外部委託する場合のエヌエヌ生命への報告

業務の一部を外部委託する場合、当社宛に委託先に関する報告が必要です。

また、上記のうち、当社が募集代理店に取扱いを委託している個人情報を外部委託する場合は、当社への事前申請が必要です。

※ 詳しくは、当社担当者にお問い合わせください。

17.委託契約に必要な書類など（新規登録時）（参考）

（1）法人募集代理店

①法人の印鑑証明書（委託契約日前3ヶ月以内に発行されたもの）

②登記事項証明書など*1（登録申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）

＊1 登記事項証明書などとは右記に記載するものを含む（現在事項全部証明書／履歴事項全部証明書／登記簿謄本・抄本）

③収入印紙 2,000円

④登録申請兼誓約書

⑤法人募集代理店業務委託契約書（法人募集代理店業務委託契約条項）

⑥法人代理店登録事項届出書

⑦法人代理店募集人登録に関する確認書

⑧体制整備確認書

⑨特定関係法人等の範囲の一覧表 兼 法人代理店の役員の氏名および住所を記載した書面

※ ④～⑨は当社にて用意した様式をご使用ください。

⑩登録免許税 15,000円（登録完了後、お振込みください）

（2）個人募集代理店

①代理店代表者の印鑑証明書（委託契約日前3ヶ月以内に発行されたもの）
②住民票など*1（登録申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
　*1 住民票などとは以下に記載するものを含む
　　・住民票記載事項証明書（登録申請前3ヶ月以内に発行されたもの）
　　・運転免許証・健康保険証・福祉手帳・年金手帳・パスポート・住民基本台帳カードの写し（登録申請日時点で有効期限内のもの）
③収入印紙　2,000円
④登録申請兼誓約書
⑤個人募集代理店業務委託契約書（個人募集代理店業務委託契約条項）
⑥個人代理店登録事項届出書
⑦個人代理店募集人登録に関する確認書
⑧体制整備確認書
※ ④～⑧は当社にて用意した様式をご使用ください。
⑨登録免許税　15,000円（登録完了後、お振込みください）

（3）代理店の使用人

①住民票など*1（登録申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
　*1 住民票などとは以下に記載するものを含む
　　・住民票記載事項証明書（登録申請前3ヶ月以内に発行されたもの）
　　・運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カードの写し（登録申請日時点で有効期限内のもの）
②登録申請兼誓約書
※ ②は当社にて用意した様式をご使用ください。
③登録手数料　1,150円（登録完了後、お振込みください）

18.乗合登録制度について

（1）乗合登録制度

募集代理店は原則として一社専属制ですが、保険契約者などの保護に欠けるおそれのない場合には一社専属制を適用しない＝乗合制度が認められています。

『保険契約者などの保護に欠けるおそれのない場合』の必要条件を要約したものは以下のとおりです。

- 生命保険募集人が2名以上在籍し、うち1名は専門的知識・高度な周辺知識を修得（一般社団法人生命保険協会実施の専門課程試験合格者）して当該代理店の募集人に対し教育を行い得る教育責任者であること。
- 業務の適正な管理・乗合条件の遵守などを十分に行い得る業務管理責任者がいること。
- 業務管理責任者と教育責任者との兼務は可。

なお、その他、損害保険会社の子会社生命保険会社などの募集人に対しては特例基準があります。詳しくは、当社担当者にお問い合わせください。

（2）乗合募集代理店における運営・管理

比較説明・推奨販売

複数の保険会社の商品間での比較を行いながらお客さまに提案・説明する場合、お客さまを誤解させるおそれのある不適切な比較説明にならないよう、留意が必要です（例：保険料の安さのみを強調し、保障内容の説明を行わないなど）。また、複数商品から商品を選別して推奨する場合、候補商品の概要をお客さまに示し、推奨理由を適切に説明する必要があります。

不当な乗換募集の防止措置

お客さまの利益保護の観点から、不当な乗換募集は法令で禁止されていますが、複数の保険会社の保険商品を取扱うことが可能な乗合代理店においては、自店のお客さまに対してお客さまの利益を無視した不当な乗換募集が行われないよう管理および所属募集人に対する指導を行う必要があります。
（各生命保険会社は、乗合募集代理店における所属保険会社間の不当な乗換募集の防止について適切な措置を講じるよう義務付けられています。）

顧客情報の取扱い

顧客情報の取扱いについては、厳正な取扱いを行うことは当然ですが、特に乗合募集代理店においては、複数の保険会社のお客さまと接するため、特に慎重な配慮が求められます。
生命保険会社からの取扱いの委託を受けた顧客情報などを、募集業務以外の目的や他生命保険会社の募集活動に用いること、他生命保険会社に漏らすことのないよう管理および所属募集人に対する指導を行う必要があります。

（3）乗合募集代理店における教育・研修

乗合募集代理店に対しては、通常の教育以外に下記の知識が必要とされ、乗合時登録前研修（2単位）の受講が必要です。

- 乗合会社の独自教育部分に該当する知識
- 乗合時に、より徹底が求められる事項に関する知識

（4）乗合委託契約に必要な書類（当社が非代申の場合）

法人募集代理店

①法人の印鑑証明書（委託契約日前3ヶ月以内に発行されたもの）
②登記事項証明書など*1（登録申請日前3ヶ月以内に発行されたもの）
　*1 登記事項証明書などとは右記に記載するものを含む（現在事項全部証明書／履歴事項全部証明書／登記簿謄本・抄本）
③収入印紙（2,000円…1枚）
④法人募集代理店業務委託契約書（法人募集代理店業務委託契約条項）
⑤法人代理店登録事項届出書
⑥特定関係法人等の範囲の一覧表
⑦体制整備確認書

※ ④～⑦は当社にて用意した様式をご使用ください。

個人募集代理店

①代理店代表者の印鑑証明書（委託契約日前3ヶ月以内に発行されたもの）
②収入印紙（2,000円…1枚）
③個人募集代理店業務委託契約書（個人募集代理店業務委託契約条項）
④個人代理店登録事項届出書
⑤体制整備確認書

※ ③～⑤は当社にて用意した様式をご使用ください。

エヌエヌ生命の勧誘方針

私たちは、金融商品を販売する者としての社会的使命を自覚し、各種法令・諸規則を遵守するとともに、以下に定める勧誘方針に基づき、顧客および社会との永続的な信頼関係の構築に努めます。

(1) 基本理念
金融商品を販売する者としてのプロフェッショナリズムと高い倫理観に基づき、誠実・公正・公平に行動いたします。

(2) お客様本位
常にお客様の信頼の確保を第一義とし、お客様一人一人のニーズに最も適した商品をお勧めいたします。また、適切なアフターフォローに努め、継続的なサービスを行います。

(3) 適合性の原則
市場リスクを伴う商品については、お客様の知識・経験や財産の状況および加入目的などに照らし、最も適していると思われるものをお勧めいたします。

(4) 説明義務の履行
お客様ご自身の判断にお役立ていただくために、商品内容やその特性等について、正確且つ十分な説明を行います。また、お客様に不利益となる事項についてもご説明いたします。
特に市場リスクを伴う商品については、そのリスクの内容について適切な説明に努めます。

(5) 適切な告知
ご加入にあたり、健康状態や職業などの告知をいただく場合は、告知義務などについて説明を行ったうえで、正しい告知が得られるよう努めます。

(6) 公金の取扱い
お客様からお預かりする公金については、遅延なく処理を行うとともに、私金とは厳格に区別して取扱います。
また、割引・割戻し・立替えといった特別の利益の提供はいたしません。

(7) 適正な資料の使用
商品をお勧めするにあたっては、適正な資料を用います。不当な表示のある資料やお客様の誤解を招くような表示のある資料は、作成および使用いたしません。

(8) プライバシー保護
お客様からご提供いただいた情報については、業務の遂行に必要な範囲での使用に留めると共に適正な管理を行い、お客様のプライバシーを保護いたします。

(9) 反社会的な申し出の受入拒否
申し出の意図が、社会的・倫理的見地からみて不当であると思われる場合には、その申し出をお断りいたします。

(10) 節度ある活動
電話や訪問による勧誘は、お客様の了承を得た場合を除き、午前8時以前および午後9時以降には行いません。また、勧誘に対し拒絶の意思を明らかにしたお客様に対して、威迫したり困惑させるような行動はいたしません。

(11) 質の高いサービス
研修会・勉強会などを通じ自己研鑽に努めることにより、お客様に質の高いサービスを提供していきます。

本掲載内容は資料作成日現在のものであり、将来的に変更される可能性があります。最新の内容は、当社ホームページ（https://www.nnlife.co.jp）をご確認ください。

個人情報の取扱いについて

【個人情報保護方針（プライバシー・ポリシー）】

エヌエヌ生命保険株式会社（以下、「エヌエヌ生命」といいます）は、お客様から信頼していただく保険会社を目指すため、お客様の個人情報を適切に取り扱うことが生命保険会社としての社会的責務と認識し、お客様の個人情報の保護に努めております。また、個人情報の保護を実現するため、本方針を継続的に改善してまいります。

1.情報の利用目的

エヌエヌ生命は、お客様との保険契約の締結などのお取引を安全・確実に進め、より良い商品・サービスの提供を行うため、お客様の個人情報を取得いたします。取得させていただいた個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める特定個人情報および個人番号を除きます）は、以下の目的のために利用させていただきます。

・各種保険契約のお引き受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービス等のご案内・提供（※）
・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実（※）
・その他上記に関連・付随する業務（※）
（※）お客様の取引履歴、ウェブサイトやアプリの閲覧履歴等の情報を分析して、お客様にニーズにあった各種商品・サービス等に関する広告等の配信等をすることを含みます。

2.取得する情報の種類

エヌエヌ生命が取得・保有する情報は、お客様の氏名、住所、生年月日、性別、健康状態、職業等、上記１の利用目的を達成するために必要な範囲の情報です。

3.情報の取得方法

エヌエヌ生命は、保険業法、保険契約約款、その他の法令等に照らし適正な方法によりお客様の個人情報を取得いたします。主な取得方法には、保険申込時の申込書や告知書等、保険契約の継続・維持管理ならびに保険金・給付金等のお支払いに必要な各種帳票により取得する方法、アンケートにより取得する方法、電話・インターネットを通じて取得する方法等があります。

4.個人情報の取扱いの委託

エヌエヌ生命は、利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報の取扱いにかかる業務の全部または一部につき、委託先に提供する場合があります。個人情報の取扱いを委託する場合には、エヌエヌ生命が定める委託先選定基準を満たす委託先事業者を選定し、委託契約を締結したうえで、定期的に書面で報告を受ける等の方法により、委託先による個人情報の取扱いについて監督しております。主な業務委託の例として、生命保険に係る確認業務、情報システムの保守・運用業務、印刷業務等があります。

エヌエヌ生命は、商品やサービスのご提供を、原則として、委託契約を締結した代理店を介して行っております。このため、エヌエヌ生命は、利用目的の範囲内で、個人情報を代理店とともに利用いたします。代理店に対しては、個人情報の取扱いに関する規定を制定するなどし、個人情報の取扱いについて適切に監督しております。

5.情報の提供

エヌエヌ生命は、以下の場合を除いて、お客様に関する情報を第三者に提供することはありません。

（1）あらかじめお客様が同意されている場合
（2）個人情報の保護に関する法律によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
（3）個人情報保護法に従って個人情報の共同利用を行う場合
（4）上記４の場合

6.情報の保護管理

エヌエヌ生命は、お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするよう、適切な措置を講じております。また、お客様の個人情報の機密性を確保するため、必要と考えられる対策に取組んでおります。

7.お客様からの開示・訂正等のご請求

エヌエヌ生命は、お客様からご自身に関する情報の開示・訂正等のご請求があった場合は、請求者がご本人であることを確認させていただいたうえで、業務の適正な実施に支障をきたすなど特別な理由のある場合を除き、開示・訂正等させていただきます。開示・訂正等のご請求及び個人情報に関するその他お問い合わせ等につきましては下記お問い合わせ窓口にて承っております。

お問い合わせ窓口
エヌエヌ生命サービスセンター
0120-521-513
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

【特定個人情報等の取扱いに関する基本方針】

私どもエヌエヌ生命保険株式会社（以下、「エヌエヌ生命」といいます）は、皆様から信頼していただくために、生命保険会社としての社会的責任を自覚し、皆様の個人情報のうち、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に規定する特定個人情報及び個人番号（以下、あわせて「特定個人情報等」といいます）の取扱いに関する基本方針を定め、番号法、その他の関連法令及びガイドライン等を遵守し、特定個人情報等の適正な利用、管理及び保護に努めております。

1.特定個人情報等の収集・利用目的

エヌエヌ生命は、特定個人情報等を、以下の個人番号関係事務及びこれらに関連する事務のために必要な範囲でのみ収集、利用し、法令で認められる場合を除きその他の目的のためには利用いたしません。

（1）保険取引に関する支払調書作成事務
（2）金融商品取引に関する法定書類の作成事務
（3）給与等支払に関する源泉徴収票作成事務及び支払調書作成事務（扶養家族に関する事項を含む）
（4）雇用保険に関する届出事務
（5）労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務
（6）健康保険・厚生年金保険届出事務（扶養家族に関する事項を含む）
（7）国民年金第3号被保険者の届出事務
（8）報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書作成事務
（9）不動産の使用料等の支払調書作成事務
（10）財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する届出事務
（11）前各号に掲げる事務以外の、個人番号関係事務として当社が行う法定調書作成事務

2.特定個人情報等の安全管理措置

エヌエヌ生命は、お預かりした特定個人情報等を取扱うにあたっては、法令等を遵守し、特定個人情報等の漏えい等不適切な事象の発生を防止するため、組織的、技術的、人的な安全管理措置等の必要な対策を講じてまいります。また、従業者及び委託先に対する適切な監督を行ってまいります。
安全管理措置等の必要な対策については、定期的に見直しを行い、継続的改善に努めてまいります。

3.特定個人情報等の外部への提供

エヌエヌ生命は、番号法に規定する特定個人情報等の提供が認められる場合（上記1.の利用目的の範囲内で、特定個人情報等の取扱い事務の委託を行う場合を含む）を除き、特定個人情報等を第三者に提供することはありません。

4.個人番号の廃棄

エヌエヌ生命は、お預かりした個人番号に係る個人番号関係事務を処理する必要がなくなり、また法定の保管期間が経過した際には、個人番号をすみやかに廃棄または削除いたします。

5.特定個人情報等の取扱いに関するお問い合わせ

特定個人情報等の取扱いに関するご質問、その他お問い合わせ等につきましては下記お問い合わせ窓口にて承っております。

お問い合わせ窓口
エヌエヌ生命サービスセンター
0120-521-513
受付時間：9:00～17:00（土・日・祝日および12/31～1/3を除く）

本掲載内容は資料作成日現在のものであり、将来的に変更される可能性があります。最新の内容は、当社ホームページ（https://www.nnlife.co.jp）をご確認ください。